

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容		農業者運動広場の施設及び備品の賠償義務	
根拠法令 及び条項		蓮田市農業者運動広場設置及び管理条例 第9条	
処分基準	☒ 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （賠償義務） 第9条 利用者は、運動広場の施設若しくは備品をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てこれを修理し、若しくは現状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。